



浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)のパブリック・コメント制度 意見募集の実施及び浜松市立佐鳴台こども園の設置(計画)について

令和5年6月策定の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、市立の幼保連携型認定こども園を設置することを目的として「浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)」を制定するにあたり、次のとおり、パブリック・コメントによる意見募集を実施します。

【パブリック・コメントの概要】

1 概要・対象案件

- ・浜松市立幼保連携型認定こども園条例を制定する。
- ・条例の対象は、浜松市立幼保連携型認定こども園の利用者とし、本条例施行時において、「浜松市立佐鳴台こども園」を設置する。
- ・「浜松市立佐鳴台こども園」は、現在保育所である「浜松市立佐鳴台保育園」を幼保連携型認定こども園へ移行する。

※詳細は別紙「パブリック・コメント実施案件の概要」のとおり

2 案の公表及び意見募集期間

令和6年2月19日(月)から令和6年3月19日(火)まで

3 案の公表先

案については、幼児教育・保育課(市役所本館2階)、浜松市立幼稚園、浜松市立保育園、市政情報室(市役所北館2階)、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

また、浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

4 意見の提出方法

意見(住所、氏名または団体名、電話番号、Eメールアドレスを記載)を直接持参または郵便、ファックス、Eメールで幼児教育・保育課へ提出

また、浜松市ホームページ上にある「意見入力フォーム」からも直接意見を提出

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表※します。

※公表先は「3 案の公表先」と同じ

6 その他

広報はままつ(2月号)に情報を掲載

